

デジタル無線機についてのお願い

SSA でデジタル無線機の電波使用料を支払っている場合は、無線機を買い替えたり、無線機を使用しなくなったり（パラから足を洗う場合）、個人での無線局の開設を希望する場合は、必ずお知らせください。

※ デジタル無線機を使用する場合には、電波法に基づいて無線局開設の届出をして、電波使用料を支払う必要があります。

SSA スカイスports振興会では、会員のデジタル無線機について、包括して無線局を登録をしています。（3月のエリア会員の更新の際、会費と一緒に¥540をいただいています。）

そのため、例えば、みなさんが無線機を買い替えた場合、新しい無線機を登録しなければなりませんし、古い無線機を売った場合、買った人が新規に登録するためには、前の登録を廃止する必要があります。

また、転勤などで、所属のスクールが変わった場合、そのスクールで登録するためには、こちらの登録を廃止する必要があります。